入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和４年８月９日

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

財務部長　和泉　圭紀

◎調達機関番号　804　◎所在地番号　12

○第24号

1　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　量子メス棟（仮称）施設整備事業

⑶　工事場所　千葉市稲毛区穴川４－９－１

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構　千葉地区

⑷　工事内容　本工事は、量子メス実証機の開発・導入により次世代がん治療技術の開発・普及へ大きく寄与するため、世界に先駆けて次世代重粒子線がん治療装置「量子メス」を開発するための施設等を千葉地区に整備するものである。

・量子メス棟、鉄骨造一部鉄筋コンクリート造、地上１階・地下２階、敷地面積：約127,250㎡、延べ面積：約2,097㎡

⑸　工期　令和７年３月31日まで。

⑹　本工事は、事業の目的物の設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式による事業である。

⑺　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事においては、競争参加資格確認申請書等の提出、入札等を紙入札方式により行う。

⑼　本工事は、工事施工について、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」、「工事全般の施工計画」及び「ワーク・ライフ・バランス等の推進」（以下、「技術提案書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。

2　競争参加資格

⑴　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構契約事務取扱細則第10条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者についてはこの限りでない。

⑵　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構契約事務取扱細則第11条第１項の規定に該当しない者であること。

⑶　入札参加者の資格等要件

①　設計に当たる者は、次の要件を満たすこと。

㋐　文部科学省における令和３・４年度設計・コンサルティング業務に係る一般競争参加資格者の資格を有する者であること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

㋑　「会社更生法」に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は「民事再生法」に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記㋐の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

㋒　「建築士法（昭和25年５月24日）法律第202号」第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

㋓　平成19年度以降に、完成した地階を含むＳ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造で延べ面積1,000㎡以上を対象とした放射線施設を有する医療施設、実験施設又は研究施設の新営工事設計（基本設計・構造設計・設備設計単体での実績は除く）の実績を有すること。

㋔　次に掲げる基準を満たす管理技術者を当事業に専任で配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。ただし、複数の者で構成されるグループにあっては、構成員のいずれかが要件を満たすこと。

ａ　平成19年度以降に、完成した地階を含むＳ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造で延べ面積1,000㎡以上を対象とした放射線施設を有する医療施設、実験施設又は研究施設の新営工事設計で担当者として従事した経験を有すること。

ｂ　一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、これと同等以上の資格を有する者とは、国土交通大臣が一級建築士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。

ｃ　配置予定の管理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

②　建設に当たる者は、次の要件を満たすこと。

㋐　文部科学省における建築一式工事に係る令和３・４年度のＡ等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

㋑　「会社更生法」に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は「民事再生法」に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（上記㋐の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

㋒　平成19年度以降に、元請けとして完成、引渡しが完了した地階を含むＳ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造で延べ面積1,000㎡以上を対象とした放射線施設を有する医療施設、実験施設又は研究施設の新営工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

㋓　次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で当該工事に配置できること。

ａ　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・１級建築士の資格を有する者

・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

ｂ　上記⑶②㋒に掲げる工事の経験を有する者であること。

ｃ　監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ｄ　配置予定の監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

なお、直接的な雇用関係とは、入札参加者と配置予定監理技術者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、恒常的な雇用関係とは、入札参加者から入札の申込みのあった日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあること。

⑷　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構又は文部科学省から指名停止の措置を受けていないこと。

⑸　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⑹　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑺　当機構が別に指定する誓約書に暴力団等に該当しない旨の誓約をできること。

3　総合評価に関する事項

⑴　総合評価の方法

①　「標準点」を100点、「加算点」は最高50点とする。

②　「加算点」の算出方法は、⑵の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。

③　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑵　評価項目　本工事における評価項目は以下のとおりとする。（詳細は入札説明書による。）

・工事全般の施工計画

・設計計画に対する提案

・ワーク・ライフ・バランス等の推進

⑶　受注者の責により、採用された「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、取引停止措置を行うものとする。